

無所属の中西智子です。

2項目にわたり、一般質問いたします。

1項目目に文部科学省が作成した「放射線副読本」について伺います。

文科省は、2018年の10月に再改定版「放射線副読本」を全国の小・中学校、高校に配布しました。

福島原発事故の直後にも同様に副読本が送付されましたが、その内容は「事故には触れないで原子力発電の安全性と有用性をことさら強調していたために、全国から批判を浴び、事実上の撤回・改訂版の作成に至りました。さらに昨年秋に再改定版が、復興庁の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に沿って、福島の復興促進と風評被害や差別、いじめを払しょくするためという名目で作成されました。

しかし、「放射線副読本」の内容は、放射性物質を人工的なものと自然界のものと同列に扱い、放射性物質の安全性を意図的に強調している印象を受ける記述が多々みられます。

さらに、放射線はしきい値がなく、低線量でもリスクがありますが、第1章の「放射線について知ろう」「放射線、放射性物質、放射能とは」の中で、「100 ミリシーベルト未満の被ばくでは“がんの相対リスクの検出困難”とする表が掲載されています。これは低線量の被ばくでは健康被害などの影響がないという誤った解釈に導いていると思われる。内部被ばくの危険性とその科学も欠落しています。とくに子どもは細胞増殖が盛んであるため、放射線の感受性が大人より高いため、大問題です。

第2章「原子力発電所の事故と復興のあゆみ」においては、原発事故後7年が経過して、福島県内の空間線量が減少したことだけを述べています。「地域の復興・再生に向けて」前向きな取り組みのみが紹介されていますが、その一方で、避難指示が解除された後も、子どもたちや若い人たちが帰還できていない現状などについては何ら記述されていません。福島県内で除染ができていない山林やホットスポットがあることも伏せられており、客観的な事実や現実が無視されています。そして事故後の健康調査では放射線による影響がなかった、と誤解を与える書き方になっています。

最も顕著な誤りは、食品基準値について、日本の平常時の基準値と EU、

アメリカ、コーデックス、これは食品規格のことですが、これらの緊急時の値を比較して、「日本の基準値は世界で最も厳しいレベル」と記述しています。

この記述の誤りについては、2018年8月、既に厚生労働省、消費者庁、復興庁が誤りを認めたにも関わらず、これを訂正しないで副読本が作成、配布されています。誤った記述は避難している子どもたちをますます追い込むことにも繋がります。

学校教育においては、科学的根拠に基づき、人権に配慮して子どもたちに真実を伝えるべきであるという視点から、次の質問をおこないます。

1点目に、配布の経緯と市教委や各校の対応について説明を求めます。

(答弁)

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、「配布の経過と配布方法」についてですが、平成30年10月10日付けで、大阪府教育庁から市教育委員会に対し「小学生用の放射線副読本の配布について」「中学生・高校生用のための放射線副読本の配布について」という通知があり、文部科学省から各学校に当該冊子を配布される旨の連絡があったのち、学校に直接配送されました。

次に「各校の児童・生徒への配布や活用状況、文部科学省への報告について」ですが、各校の児童・生徒には、担任を通じて配布しています。

活用状況については、小学校では、福島県に対する風評被害について学習後、自分たちの身近に起きている風評被害について考える授業で、中学校では、福島県に対する風評被害と部落問題学習とを関連づけた授業や、いじめ防止や情報モラルについて考える授業などで活用しています。なお、配布状況や活用状況については、特段文部科学省より報告を求められていませんので行っていません。

次に「市教委がとった対応について」ですが、各学校に対し、文部科学省から当該冊子の配布の依頼があり、学校に配送されることを平成30年10月25日付けで通知しました。

以上でございます。

2点目に、科学的に誤った記述についての市教委の認識について伺います。

再改定版を発行するについて、文科省側の趣旨としては、「子どもたちが風評被害によりいじめを受けないように」とのことであったとようですが、

副読本に書かれている内容の中には、冒頭で述べたように、種々の問題個所があります。

また全国的に副読本の撤回を求める署名活動が展開されています。もちろん、人権学習の観点から、原子力発電事故から避難してきた子どもたちへの謂れのない偏見・差別やいじめを払しょくすることについて否定するものではない、ということは大前提ではありますが、誤った内容や、誤解を招く記述がある副読本を配布したことへの影響や問題性について、市教委の見解をお聞かせください。

(答弁)

「放射線副読本にかかる市教育委員会の見解」について、ご答弁いたします。放射性副読本の食品基準値の比較が誤っていて、厚生労働省、消費者庁、復興庁がその誤りを認めていると議員が主張されている箇所につきまして、このたび文部科学省に対して市から確認したところ、文部科学省は復興庁より、『放射線副読本の「食品中の放射性物質に関する指標等」に掲載されている日本及び海外における食品中の放射性物質に関する基準等は、いずれも食品の流通等の規制として、原子力災害が発生した後に用いられるものであり、「3省庁が誤りを認めている」というご指摘は、事実誤認である。』という回答を得ているとの返答をいただいています。文部科学省は、当該副読本について、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身につけ、理解を深めるための一助として活用することや、特に留意点として避難児童生徒に対するいじめは決して許されないことを徹底するよう各市町村に依頼されており、箕面市教育委員会としては、そのように活用すべきものと認識しています。以上でございます。

ただいまのご答弁は、残念ながら私の質問に対する答えになっていません。文科省に問い合わせた、とのことですが、市教委には、事前に2018年8月9日に行われた三省庁交渉の記録を市教委にはご紹介しています。これは、阿部知子衆議院議員の申し入れにより、厚生労働省、消費者庁、復興庁らと飲料水・食品の放射能基準値の国際比較について、誤り部分の指摘に対する回答をもらうための会合の記録です。

なので、文科省はこう言っている、だけではなく、市教委が資料をしっかりと読んで、市教委としての主体的見解をお伺いしたかったのですが、それがなく、大変残念です。お上の言う通りの対応では、地方分権を推進しなければならない時代に、大丈夫かな、とってしまいます。

さて、ただいまのご答弁では、文科省は復興庁のみに確認されたということなのでしょう。厚労省や消費者庁への確認がなかったことを不思議に思われなかったのでしょうか。

先にご紹介した交渉記録には、食品中の放射性物質に関する指標等について、健康に影響を及ぼさないと考えられる日本の基準値は、例えば飲料水が10ベクレルと記載されているのに対して、EUが1000ベクレル、米国は1200ベクレルと書かれていることについて、日本の数値は平常時のものであり、EU、米国のは、緊急時のものになっていること。そしてEU、米国の数値を平常時のものにするなら、それぞれ8.7ベクレル、4.2ベクレルであることを厚労省が認め、厚労省の元の数字を引用した消費者庁も認めています。そして、復興庁も見直しがあるなら検討が必要との見解を示しています。

これは、客観的、科学的な誤りについて、どう考えるのか、という問題なので、「文科省のいう通りにする」というのではなく、逆に誤りは正すようにと、文科省に申し入れてほしかったと思います。

以上の点を踏まえて、3点目に今後の対応策についてお伺いします。

滋賀県野洲市では、市議からの指摘を受けて、精査し、今年4月に副読本の回収をおこなっておられます。また近隣市の茨木市では市教委の判断で配布されておらず、豊中市でも一部を除いて、未配布だときいています。箕面市では、2012年から、市内18カ所における放射線測定、学校給食の放射性物質検査をおこない、万全とはいえなくとも、早くから市民の要望に答えて、放射線から子どもたちを守るという姿勢を示してきました。

今回の問題について、子どもたちに放射線について「信頼できる情報」を提供するために、市教委として、何ができると考えているか、見解を求めます。

(答弁)

「今後の対応策」について、ご答弁いたします。

人権学習の観点から、原子力発電事故から避難してきた子どもたちへの謂れのない偏見・差別やいじめを払拭するため、引き続き、必要に応じて「放射線副読本」を学校で活用していきたいと考えています。

以上でございます。

繰り返しになりますが、科学的に誤った記述や、現実をかえりみない情報提供は、かえって避難している子どもたちを追い詰めることになります。

先にご紹介した 3 省庁との交渉記録の中にもありましたが、避難している当事者の子どもが「僕たちは『早く帰れ』っていうふうに言われるんですね。・・・基準とかちゃんとしてるんだから、べつに福島、安全なんだから帰っても問題ないんだろうお前ら、って。なのに、何でお前ら帰らないの？ 国のいうことに逆らうみたいな、そういう感じでいわれるんですけど。」と切実な声がありました。だからちゃんと対応してほしいという彼らの思いを、市教委はどう受け止めるのでしょうか。それでも、この副読本を学校で活用する、という答弁は、人権を守る意味でも断じて認められないと、申し上げます。市教委が避難している子どもたちの思いに寄り添い、適切な扱いをされるよう切にお願いして、この 1 項目めの質問を終わります。